

Contents

概要	
目的	3
業務パートナー	3
一般的な要求	
購買方式	4
サブティアのサプライヤー管理	4
業務パートナー情報	4
守秘義務契約	4
データ保護契約	4
企業の社会的責任 (CSR) およびレスポンシブル・ビジネス・アライアンス (RBA) 行動規範	4
気候変動	5
脱炭素化、エネルギー効率対策、再生利用	5
環境	6
法令への適合	6
納品要求	6
品質システム	6
立入の権利	6
業務継続計画	6
目的	7
サプライヤー選定	7
計画	
サプライチェーンのセキュリティー	7
実装	
目的	8
資格要件とPSW	8
製品/プロセス変更通知 (PCN)	8
製品終了 (EOL) 通知要件	9
評価と認定用のサンプル出荷	9
材料、サービス、製品の検証	10
ExMAN による 仕様の配布と受け入れ	10
是正処置と予防処置 (CAPA)	10
適合外の材料、サービス、製品の管理	11
プロセス コントロール	11
検査と試験	11
適合証明書 (C of C)	11
分析証明書 (C OF A)	11
統計的プロセス管理 (SPC)	11
校正	11
測定	
測定システムの解析 (MSA)	12
文書管理	12
記録の管理	12
識別と追跡性	12
トレーニング	12
目的	12
業務レビュー	12
品質システム監査	13
パフォーマンスの評価	13
改善	
目的	14
サプライヤーゴールプラン (SGP)、継続的改善計画 (CIP)、フォーカスサプライヤー (SIF)	14

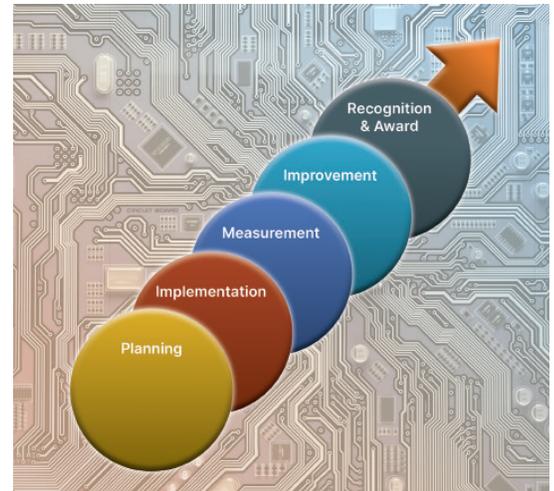
Welcome

オンセミのグローバル購買および調達部門は、競争が激化する環境にてサプライヤーが果たす重要な役割を認識しています。緊密な提携関係は、期待される成果の明確な伝達、成果目標のすり合わせ、相互の信頼と協力関係の確立の上に築かれます。御社の成果は、リスクを調整して管理し、サプライチェーンの継続的な改善を推進する上で不可欠な、業務戦略の一部です。

このサプライヤーハンドブックの目的は、当社が期待する内容を伝達し、オンセミとサプライヤーの目標を合致させるための提携関係を無事に育成するプロセスを実現させることです。また本ハンドブックは、オンセミの重要な顧客要求事項を主要なサプライヤーに伝達する手段としての役目を果たします。したがって、当社のサプライヤーは本ハンドブックに記載されている期待する内容を確認し、顧客仕様書レビュープロセスの一環として、これらの期待する内容を満たす能力を確認することが極めて重要です。この提携により、主要なサプライヤーが当社の成長と成功に参画できるようになります。この要件の例外は、サプライヤーの評価やスコアカードに影響を与える可能性があります。

本ハンドブックにて記載されたサプライヤー目標計画は、共通した主要目標の優先順位を確立し、注力する上で役に立ちます。共通の優先事項を通じて、コスト、品質、納入、サービス、技術に対する目標を継続して満たすか、超えることができるようになります。継続的な成長と、お互いの成功を実現するために、サプライヤーと改善に向けた提携を結ぶことを当社は歓迎いたします。

Respectfully,
onsemi Procurement,
Operations & Quality



Developed by: Rock Chen, Hong Fong Yap, Edward Chung, Rebecca Turner, Beng Hooi Swa, **onsemi** Supplier Quality

For the latest revision please visit www.onsemi.com, or request a copy of BRD8024S/D from your local Supply Management representative.

© 2012 Semiconductor Components Industries, LLC.

概要

オンセミ (Nasdaq:ON) は、今日の洗練された電子製品、アプライアンス、自動車の設計要件を満たす豊富な電源管理/データ管理用半導体を提供しています。同社の技術ポートフォリオは、日常製品の「電力漏洩」を低減し、今日の洗練された携帯型電子デバイスにおける精密な電源管理を実現することで、業界標準を設定する電源管理製品を主力としています。

オンセミの目標は、当社が展開する市場において競争力を維持するための品質、生産性、保有コストを維持する供給ベースを確保することです。**オンセミ**は、当社のサプライヤーが要求を明確に理解し、要件を確実に満たすために必要な情報を得られるよう取り組んでいます。

目的

オンセミは、サプライヤーと当社の企業「成功サイクル」の目標を合致させるためのサプライヤー開発プログラムを策定しました。成功サイクルは**オンセミ**のコアバリューを中心としています。サイクルの各要素は、**オンセミ**がサプライヤーへ期待する内容をサイクルへ結びつける成功サイクルの分野を体現しています。

サプライヤー開発プログラムは**オンセミ**と当社のサプライヤー間の日常的なやり取りを奨励しており、これを通じてサプライヤーは、相互利益のために**オンセミ**を成功に導く上で果たせる役割を明確に理解できるようになります。

当社はサプライヤーの管理と開発を行うための各種プロセスを用意しています。こうしたプロセスは、社内の作業指示

を通じて管理されます。本ハンドブックは、サプライヤーがこうしたプロセスと相互関係をより深く理解できるよう、各サプライヤーへ提供されています。本ハンドブックの内容に関する問い合わせは、最寄りの担当者へお寄せください。

サプライヤー開発プログラムは5つのステップで構成されています：計画、実装、測定、改善、そして認定アワードです。各ステップは、サプライヤーがサプライヤー候補として認められてから、完全に習熟しガイダンスをあまり必要としない状態に至るまでの、総合供給管理サイクルを念頭に策定されています。本ハンドブックはサプライヤー開発プログラムのステップを紹介し、このプログラムが**オンセミ**の「勝つための計画」へつながる仕組みを明らかにします。

業務パートナー

他社と良質な関係を築くことで、**オンセミ**は競争上の優位性を保てます。



Figure 1. Culture of Success

一般的な要求

購買方式

当社は**オンセミ**の利益を最大化することのみを目的として購買決定を行います。サプライヤーは製品またはサービスの適正度、価格、納品、品質を基に**オンセミ**との取引を獲得できます。購買契約は必ず文書化すると共に、提供するサービスまたは製品、支払い条件、適用される料金または手数料を明記するものとします。支払金額は、提供されるサービスまたは製品に見合った内容とします。

見積および入札。要求に応じてサプライヤーは、**オンセミ**推奨プラットフォーム（または **オンセミ**が指定するサードパーティ プラットフォーム）を使用して入札を行い、商品および/またはサービスの価格設定を目的として調達担当者と連絡を取ります。

サブティアのサプライヤー管理

要件が確実に満たされるようにするため、**オンセミ**の要件をすべてのサブティアサプライヤーへ伝達する必要があります。これはティア1 サプライヤーが**オンセミ**からの注文書に付属させて使用することができます。ティア1 サプライヤーは、これらの情報に基づき発注された業務すべてが、サプライヤーと当社にて定義された要件を満たすようにするすべての責任を負うものとします。

業務パートナー情報

当社は、業務パートナーに関する情報を、当社のもと同様に、社外秘、制限、または機密の事項として保護します。社外秘情報にアクセスできるのは知る必要のある方々に限られます。さらに、業務パートナーが提供された**オンセミ**の社外秘情報を確実に保護するよう、当社は必要な手段をとります。

B2B および請求書発行。要求に応じてサプライヤーは**オンセミ**推奨プラットフォーム（または **オンセミ**が指定するサードパーティ プラットフォーム）を使用して、受領の確認、変更の確認、および**オンセミ**への請求書の送信を含む注文書 (PO) の確認を行います。

守秘義務契約

オンセミは、社外秘情報を交換する際に**オンセミ**とサプライヤーの両者を保護するべく、守秘義務契約を要求しま

す。守秘義務契約は必ず締結する必要があり、社外秘情報をやり取りする前に契約内にて適切な言語で記載されなければなりません。守秘義務契約は2社間のその他の契約を代表するものではなく、また購入契約、コンサルティング契約、開発契約、技術契約といった契約を代替するものでもありません。

オンセミとサプライヤーが、承認済みの守秘義務事項を含む別の契約（購入契約など）を結んでいるか、結ぶ予定の場合は、情報交換前に個別の守秘義務契約を結ぶ必要はありません。

データ保護契約

オンセミは、当社の事業に適用されるすべてのプライバシーおよびデータ保護の法律および規制を遵守することを約束します。

当社は、従業員、顧客、およびビジネスパートナーの個人データの転送と処理すべてを確実にを行うことにより、データの保護に努めています。このようなデータ転送と処理は、適切な保護手段と適切なセキュリティ対策を講じて実施されます。**オンセミ**のデータ保護契約は、個人データの転送、処理、およびセキュリティに関して、データ管理者/輸出者（**オンセミ**）とデータ処理者/輸入者の両方に対する期待と義務を概説しています。

企業の社会的責任 (CSR) およびレスポンシブル・ビジネス・アライアンス (RBA) 行動規範

オンセミ (onsemi) は、労働、倫理、環境、安全衛生にかかわるレスポンシブル・ビジネス・アライアンス（責任ある企業同盟：RBA）の行動規範に記載の使命と原則の順守に努めています。また当社は、規制された材料を自社製品に使用していないこと、および製品に使用されるあらゆる金属は、紛争地域や高リスク地域から調達していないことを保証します。当社は国連グローバル・コンパクトに署名しており、国際人権基準と現地法の順守に努めています。このようなコミットメントは当社の基本的価値観に根ざし、当社の企業行動規範に基づき推進されています。**オンセミ**は、当社製品のどの製造現場でも、最高水準の社会的責任を果たすよう取り組んでいます。当社は、当社のサプライヤー各社に以下を求めます。すなわち、安全

一般的な要求(続き)

な労働条件の提供、尊厳と敬意をもって労働者に接すること、(商業的性行為の調達、強制労働または児童労働

の使用などの)人身売買や隷属的労働の禁止、倫理的な行動の推進、環境に責任を果たす生産工程の使用、当社の企業行動規範やサプライヤーの社会的コンプライアンスに対する取り組みに類似した原則に従うこと。当社のサプライヤーは、すべての環境法や適用されるすべての法律と規制に準拠し、倫理的に行動し、あらゆる社会的責任を果たし、**オンセミ**のCSR取り組み宣言で要求される紛争鉱物の要件に従い、要求されるあらゆる認証を提供し、適用されるあらゆる要件をそのサプライチェーンの隅々にまで伝えなければなりません。

onsemi Social Responsibility

気候変動

地球規模の気候変動への対応は、現在私たちが取り組

むべき課題です。**オンセミ**は、この課題に対応するための戦略とプログラムの策定を進めています。温室効果ガス排出量、大気、水、廃棄物への影響を低減する技術や手法の導入はその一例であり、再生可能エネルギーの有効活用や、お客様のカーボンフットプリントを低減できる半導体製品の設計などで実現しています。当社は気候変動方針を定め、総合的な気候変動行動計画を策定しています。当社は今後、サプライヤー各社と密に連携してその気候変動行動についてさらに理解し、目標達成のための協力体制の確立を追求していきます。

オンセミは、当社のすべてのサプライヤーに対し、温室効果ガス(GHG)排出のスコープ1と2に関する2024年暦年の温室効果ガス排出量を、2025年7月1日までに算定、報告することを求めています。すべての算定量は、第三者によりデータ信頼性が確保されていなければなりません。カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)ヘデータを提出する場合は、この要件を満たす必要がある上、CDPへのデータ提出が望まれています。**オンセミ**はすべての当社サプライヤーに対し、温室効果ガス(GHG)排出のスコープ1と2、(該当すれば)スコープ3に関する2025年暦年の温室効果ガス排出量を、2026年5月1日ま

でに算定、報告することを求める見込みです。サプライヤーのスコープ3排出量が総排出量の40%超と同等の場合(すなわち、スコープ3排出量が、スコープ1、2、3の総計の40%以上である場合)は、算定量にスコープ3排出量を含めなければなりません。温室効果ガス排出量削減についてサプライヤーは、全社的な目標を定めることが望まれています。サプライヤーには、温室効果ガス総排出量の削減に継続的に取り組む義務があります。サプライヤーには、温室効果ガス排出算定量および第三者によるデータ信頼性評価を**オンセミ**に報告する義務があります。

脱炭素化、エネルギー効率対策、再生利用

オンセミのサプライヤーに対する、温室効果ガス排出量の算定要件	算定、提出期限
<p>温室効果ガス(GHG)排出のスコープ1と2に関する2024年暦年の温室効果ガス排出量の算定。</p> <p>オンセミは、算定データ信頼性の第三者による評価を求める。カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)ヘデータを提出する場合は、この要件を満たす必要がある上、CDPへのデータ提出が望まれている。</p>	2025年7月1日
<p>温室効果ガス(GHG)排出のスコープ1と2、(該当すれば)スコープ3に関する2025年暦年の温室効果ガス排出量の算定。算定スコープ3排出量が総排出量の40%超である場合、スコープ3排出量を含めること。</p> <p>オンセミは、算定データ信頼性の第三者による評価を求める。カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)ヘデータを提出する場合は、この要件を満たす必要がある上、CDPへのデータ提出が望まれている。</p>	2026年5月1日

オンセミの事業の脱炭素化は、製造プロセスの最適化や燃料の効率活用、地球温暖化係数の高いプロセスガスの切り替え、排ガス処理装置、エネルギー効率化、再生可能エネルギーの活用を通じて達成されつつあります。このように、当社はサプライヤーと連携し、その炭素排出について理解し、サプライヤー業務の脱炭素化に協力していきます。また、当社は材料の再加工による、新素材創出のための再利用、再生利用、その他の再資源化の改善にも、サプライヤーと協働し取り組んでいきます。

オンセミの気候変動関連情報:

www.onsemi.com/site/pdf/Climate-Change-Policy.pdf

www.onsemi.com/site/pdf/sustainability-report.pdf

一般的な要求 (続き)

環境

生産の一部に使用されるすべての購入済み材料、サービス、製品は、制限/有毒/危険物質に関する現行の政府/法令/規制要件を満たすものとします。また、生産および販売される国で適用されるすべての環境/電子/電磁要件に適合するものとします。購入されたすべての材料、サービス、製品は、最新版の製品化学物質文書BRD8022/D (68MON39567E)に記載された**オンセミ**の環境要件を満たす必要があります。サプライヤーは適合の証拠資料を提出しなければなりません。

www.onsemi.com/pub_link/Collateral/BRD8022-D.PDF

法令への適合

サプライヤーは、米国政府との間で、または米国政府と関係を持つ顧客との間で行う業務には、連邦調達規制 (FAR) が適用されることに同意するものとします。

納品要求

オンセミは、サプライヤーに対してFIFO手法を活用して100%の納期遵守 (OTD) を目指すよう要求します。**オンセミ**はサプライヤーの納品成果を監視し、必要に応じて修正処置を要求します。

サプライヤーは割増の運送料金を避けるために必要な行動をとるものとします。**オンセミ**へ割増運送料金が課せられ回避できない場合、サプライヤーは出荷前に**オンセミ**へ連絡し、承認を得る必要があります。違反した場合、割増運送料金がサプライヤーへ請求される場合があります。

品質システム

ダイレクトマテリアルサプライヤー、ファウンドリー、サブコン業者に対しては、リスク管理に注力したISO9001 QMS認証が小要件として課せられます。ISO9001認定は、公認のIAF MIL会員から認定マークを得ていなければなりません。IATF16949遵守の表明が要求されます。プロセスFMEA (故障モード影響解析) とその他のオートモーティブコアツールの使用が推奨されます。当社のオートモーティブ顧客へ製品を提供するファウンドリーとサブコン業者は、IATF16949の要求に適合しなければなりません。**オンセミ**は、必要に応じてサプライヤーの品質保証シス

テムを評価して監視する権利を取得しているものとし、現時点で公認の業界標準を満たしているものの、好ましくない成果の経歴や、常態的な品質問題を抱えるサプライヤーは、適切に改善できるよう、監視され査定されます。

サプライヤーは最新の有効な認証のコピーをいつでも提供できなければなりません。ISO9001またはIATF16949認定を喪失したか、一時的に停止されたサプライヤーは、直ちに**オンセミ**へ通知する必要があります。

立入の権利

オンセミ、規制当局、当社の顧客は、サプライヤーの拠点にて、材料、サービス、製品が指定された要求を満たすことを検証する権利を有するものとします。これには、サブティアプロセスおよびすべての該当する記録を含む、注文に関わるすべての施設と、すべての該当する記録が含まれます。

検証を経ても、サプライヤーは要求を満たす素材、サービス、製品の提供を免責されず、また**オンセミ**による以降の却下を逃れることもありません。

業務継続計画

すべてのサプライヤーは、不慮の中断時にも重要な業務および/またはサービスを継続して提供できるように、文書化された業務継続計画を策定することが求められます。これらの計画は、業務継続査定を通じて検証する必要があります。

財務記録。要求に応じてサプライヤーは、顧客 (または**オンセミ**が指定するサードパーティ) がサプライヤーの財務状況を評価できるように、完全な損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書などの財務記録を顧客 (または**オンセミ**が指定する第三者) に提供します。

サプライヤーの混乱。要求に応じてサプライヤーは、顧客がサプライヤーを顧客のリスクプラットフォーム (または**オンセミ**が指定したサードパーティプラットフォーム) にマッピングできるように、自社サイトとサブサプライヤーサイトの位置データを提供します。また、サプライヤーは、自社の直接サイトとサブサプライヤーサイトとしてマッピングされている場所で混乱が発生した場合、緊急連絡先を提供し、そのようなプラットフォームでサイトステータスに

計画

対応することに同意します。

サプライチェーンのセキュリティー

サプライヤーはサプライチェーンのセキュリティーを保証することが求められます。サプライヤーはアメリカ合衆国税関・国境警備局のC-TPAT (テロ行為防止のための税関産業界提携) プログラム、または国際的な代替プログラムに

参加するか、同プログラムの最低セキュリティ条件を満たしていることを書面で表明することが求められます。サプライヤーは、C-TPATメンバーである証拠として、SVI (ステータス証明識別) 番号を**オンセミ**へ提供するものとします。サプライヤーは適切な製品に対して、偽造品の使用を防ぐためのプロセスと管理体系を備えることが求められます。

実装

目的

サプライヤー開発プログラムの最初のステップは、サプライヤーの選定です。当社は、要求を満たし、また要求すべてを満たす能力を有するサプライヤーのみが選定されるようにしなければなりません。サプライヤー選定プロセスを使用することで、**オンセミ**の戦略調達部門がサプライヤーを評価し、サプライヤーの成績と**オンセミ**の要件に基づき最も適切な企業を選定することができます。以下に、サプライヤー選定プロセスの概要を示します。

サプライヤー選定

サプライヤー選定プロセスは、技術開発部門または**オンセミ**の生産拠点が新材料を要求したり、既存の材料、サービス、製品の代替入手先を探すことで開始されます。戦略調達マネージャーが現在の調達先を審査し、当社の業務要求を満たせる現行のサプライヤーが存在するか、判定します。当社の目標は、優先される、または承認されたサプライヤーへ新規業務を委託することです。現行の調達ベースでは当社の要求が満たせないと戦略調達マネージャーが判定した場合、新規サプライヤーが選択されます。

オンセミの戦略調達マネージャーは、サプライヤーを選定する上で最終的な責任を負います。選定プロセスでは数種類の要素が審査されます。以下にこれら要素の例を紹介します。

- サプライヤーは**オンセミ**の要求を満たす技術を要しているか？
- サプライヤーは低価格を提供できるか？
- サプライヤーは納入/数量に関する要求を満たせるか？

- サプライヤーは付加価値型サービスのサービスとイニシアチブに同意するか？
- サプライヤーは**オンセミ**の将来的な要求に応えられる技術的、物理的、財政的なリソースを有しているか？

サプライヤーは VDA6.3監査を使い、品質保証システムの状態に基づいても評価されます。サプライヤー品質保証エンジニア (SQE) がサプライヤーの生産拠点を訪問して現場評価を行うか、またはサプライヤーへ自己評価の実行を依頼します。評価プロセスは本マニュアルの12ページに概要が記載されています。サプライヤーの評価が完了し、**オンセミ**の要求に応えられると判定された後、サプライヤーは該当する製造部品承認プロセス (PPAP) と**オンセミ**の要求に基づき、素材、サービス、製品の認定プロセスを開始するための資料を提供するよう要求されます。

実装ステップは、サプライヤーの素材、サービス、製品プロセスが**オンセミ**により適切に認定されるよう保証します。このステップはまた、素材、サービス、製品の検証プロセスが存在し、サプライヤーが材料、サービス、製品の最新仕様に対応していることも保証されます。



実装 (続き)

目的

実装ステップでは、サプライヤーの材料、サービス、または製品プロセスがオンセミによって適切に認定されていることを保証します。また、このステップでは、材料、サービス、または製品の検証プロセスが実施されていること、およびサプライヤーが材料、サービス、または製品の仕様改訂を最新の状態に保つことも保証します。

資格要件とPSW

オンセミでは、最初の生産出荷前に、新しい材料、サービス、または製品のサプライヤー、または期限切れ（2年間出荷なし）または失格による再認定などの認定プロセスの完了を要求します。認定（または再認定）には、サイトレベルの認定要件に加えて、PSW（またはレベル1 PPAP）が必要です。

認定プロセスを開始する前に、オンセミの担当者は、サプライヤーの「品質システム」セクションの要件の適用可能性を確認し、要件が満たされていることを確認します。

認定プロセスには、サプライヤーの文書と生産データのレビュー、サンプル材料のエンジニアリング/分割ロットとしての処理、ソフトランディング材料/リスク生産の処理、および生産現場監査（該当する場合）が含まれる場合があります。

署名されたPSW（部品提出保証書）は、提案された変更の承認の最終通知を伝えるためにも使用されます。

認定にサンプルが必要な場合は、これらのサンプルを非生産材料として明確に分類および分離するために、評価または認定サンプルを製品ラベルの近くまたは横の外装パッケージ/出荷コンテナに明確に識別する必要があります（該当する場合）。

製品/プロセス変更通知 (PCN)

材料、サービス、製品、またはプロセスフローの製造に大きな変更を加える計画がある場合は、オンセミに通知する必要があります。

認定プロセスは、主要なエンジニアリング変更によって変更された既存の材料、サービス、または製品の最初の生産出荷の前にも必要です。

材料、サービス、製品、またはプロセスフローの製造における大きな変更には、**オンセミ**への通知が必要です。これには、新製品開発を含む「成功のサイクル」内のすべての項目が含まれます。これらの変更には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 設計記録の変更
- 手順、テスト/検査方法を含む品質適合性の変更
- 製造場所の変更
- 最終製品の完全性に影響を与えることが予想される新しいツールまたはツールの改造、既存のツールまたは機器（別のサイトから移管された機器を含む）のアップグレードまたは再配置
- プロセスステップの変更/追加/削除で、適合、形状、機能、パフォーマンスに対する顧客の要件に影響を与える可能性のあるもの
- 原材料またはサプライヤーのソース変更
- 原材料組成の変更
- 取り扱い、梱包、保管方法の変更
- 材料仕様で定義されている追加の変更

新製品開発フェーズ中の意図されたソース変更の通知は、変更前にプロジェクトマネージャーと開発エンジニアに書面で行うものとします。

製造メーカー、サプライヤー、またはディストリビューターは、オンセミに申請書で通知し（サプライヤー品質エンジニアと商品バイヤーの両方に通知）、プロセスに上記の主要な変更を実施する少なくとも6か月前に、オンセミの書面による承認を取得するものとします（製品/プロセス変更通知、PCN）。材料仕様書に記載されている場合、通知は製品の最初の出荷日の少なくとも12か月前になる可能性があります。オンセミは、PCNの数を最小限に抑え、可能な限り1つの評価にまとめる方が好ましいです。

オンセミが署名したPSW（部品提出令状）は、すべての直接材料サプライヤーの上記の主要な変更に必要なです。バックエンドまたはメッキサプライヤーの変更には、PSWを使用した追加のPPAPデータが必要です。サブコン業者およびファウンドリー業者は、提出時から有効とされる変更

実装 (続き)

が行われるまで、自動車、軍事、航空宇宙、または医療製品については少なくとも24か月、その他の製品については少なくとも12か月の期間を**オンセミ**に与える必要があります。

サブコン業者およびファウンドリー業者の変更要求の場合、変更情報は、CRM(変更要求管理)システムへのPCN送信を介して管理する必要があります。タイムラインは弊社の合意の時点から始まります。

変更通知(PCN)は以下の情報を含む必要があります：

- 提案された変更内容とサプライヤーのPCN番号
- 影響を受ける部品番号の一覧
- 変更理由の説明、**オンセミ**が得られる利益をすべて含む
- 変更の実装に要する期間の提案
- 次のようなサポートデータ：結果の記録、サプライヤーサイトの変更管理からの結論
- 変更による予期しない悪影響のため変更を戻す計画

変更通知が審査され変更レベルが決定されると、**オンセミ**の担当者がサプライヤーへ一次回答を提供します。この回答は以下のいずれかとなります：

- 提案された変更は重要ではなく、サプライヤーは実装を行うことができる。
- 提案された変更は重要(大規模または小規模な変更)であり、変更要求に記載された認定要求の条件が**オンセミ**変更活動委員会(CAB)に認められ承認されれば、実装が承認される。
- 提案された変更は重要であり、**オンセミ**には受け入れられず、**オンセミ**へ供給される製品へは実装できない可能性がある。

サブコン業者とファウンドリーすべての変更要求について、PCNの受け入れと承認がCRMシステムを通じて公式に伝達されます。

すべての直接材料サプライヤーについて、すべてのPCNの変更の受け入れと承認は、PSWサインオフプロセスを通じて正式に通知されます。

認定が必要な場合、**オンセミ**の担当者がすべてのサンプルとデータの要求を伝達し、最終的な承認通知を行います。直接材料サプライヤーは、認定要求を記録するためにPSWを使用しなければなりません。PSWは変更提案の最終承認通知を伝達する場合にも使用されます。

製品終了(EOL)通知要件

製品が終了した場合、製品終了通知(PTNまたはEOL)は、製品の終了の少なくとも1年前に送信する必要があります。これにより、最終注文は通知から少なくとも6か月、最終出荷は通知から少なくとも12か月を許容します。材料仕様書に記載されている場合、製品の供給終了において最終注文は通知から少なくとも12か月、最終出荷は通知から少なくとも24か月を許容する必要があります。

サブコン業者とファウンドリーのサプライヤーは、**オンセミ**へEOL通知を提出してから自動車/軍需/航空宇宙/医療製品には少なくとも24か月、その他の製品には少なくとも12か月の期間を与える必要があります。

評価と認定用のサンプル出荷

サンプルを非生産材料として明確に区分して分類するため、評価または認定に使用するサンプルは、外装の梱包/出荷容器に添付される製品ラベルの近辺または隣に明確に表示されなければなりません。(必要な場合)



実装 (続き)

材料、サービス、製品の検証

最高の品質を得た製品のみを顧客へ提供できるように、**オンセミ**は仕様への適合を検証する素材、サービス、製品の検証プロセスを策定しました。**オンセミ**の生産部門またはSQEがサプライヤーと協力し、以下の検証方法のいずれかを実装します：

- サプライヤーが提供した統計データの受領と評価
- 顧客要求に基づき、C of CまたはC of Aの確認
- セカンドパーティまたはサードパーティによるサプライヤー拠点の審査
- 検査および/または試験の受領
- 公認試験所または信頼性監査プログラム (RAP) による部品評価

使用する手法を決定する要素は数種類存在します。一般的に、プロセス能力を証明したサプライヤーに対しては評価が適用されます。能力が不安定なサプライヤーは受入検査又はSPCデータが要求されます。要求された場合、サプライヤーは統計データを提出したり、および/またはサプライヤー施設にて四半期ごとの審査を許可することが期待されます。

ExMAN による 仕様の配布と受け入れ

社外生産システム (ExMAN) は、サプライヤーが適切な材料、サービス、製品の仕様変更を通じて最新の状態を保つことを保証します。サプライヤーは、サプライヤーのメールアドレスを通じて仕様の最新版を受け取ります。仕様変更されると、サプライヤーはExMANシステムを通じ、自動的にメールで通知されます。サプライヤーは仕様変更を確認して配信し、サプライヤーの拠点全体へ通達する責任を負った担当者を配置する必要があります。こうした担当者は、仕様変更の緊急性を理解し、規定に従ってシステムに応答する必要があります。

ExMANシステムは様々な種類の通知を提供します：

- 新規購読 (レビューする新しいドキュメント)
- 活動 (新しい仕様の改訂またはコンプライアンス対応の記録)
- 材料仕様の場合、サプライヤーは 14 日以内に onsemi.com の製造ポータル ページからシステムに

ログインし、次のいずれかを オンセミに通知する必要があります。

- 「準拠」 - サプライヤーは、文書に記載されているすべての要件を満たすことに同意します。
- 「例外付きで準拠」 - サプライヤーは、「ユーザーコメント」セクションに明記されている特定の要件を除き、文書に記載されているすべての要件を満たすことに同意します。
- 「準拠しない」 - サプライヤーは仕様を確認することに同意しないか、指定された材料/サービスを提供できません。サプライヤーはビジネス チャンスの対象ではありません。

直接材料の場合、サプライヤーのコメントは PSW に含まれます。ポリシー仕様の場合、サプライヤーは 30 日以内に新しい/改訂された仕様を確認し、同じ対応オプションを利用できます。回答が「例外付きで準拠」または「準拠しない」の場合、サプライヤーからの回答はローカル サイトの担当者に送信され、オンセミの担当者はサプライヤーおよびローカル サイトの担当者と協力して必要に応じて仕様を修正します。

是正処置と予防処置 (CAPA)

オンセミとサプライヤーは「品質問題ゼロ」に努力しなくてはなりません。しかしながら、品質に問題が発生した場合に備え、サプライヤーは是正および予防処置システムを準備しておく必要があります。このシステムは根本原因の解析、是正処置、効果の検証、再発の防止が含まれます。注；5 WHY, Ishikawa, システム起因の問題や流失原因を特定する道具を含む。

材料や製品が適合を外れるためにオンセミがサプライヤーの品質問題 (SQIN) または社外障害解析リクエスト (EFAR) を発行する場合、サプライヤーは24時間以内にオンセミの現場担当者へ隔離アクションを提供し、欠陥サンプルの受領と14 日以内に解析完了後、根本原因の理解および/またはサプライヤーが問題を認識した後、5 暦日以内に詳細な是正処置計画 (8Dフォーマット) を提出する必要があります。

実装 (続き)

適合外の材料、サービス、製品の管理

オンセミは指定された要件に適合しない材料を受け入れません。却下された後サプライヤーへ返却され、サプライヤーとの合意に基づき、サプライヤーが代金または代替品を提供します。

ただし、時にはサプライヤーが類似の素材、サービス、製品を検討用に提供することを希望する場合があります。受領時の却下を防ぐために、仕様からの一時的な逸脱のリクエストを、出荷前にオンセミへ提出する必要があります。このリクエストは審査され、オンセミからの書面による承認を得てはじめて、材料、サービス、製品はオンセミへ出荷できるようになります。オンセミからの回答がない場合は、適合外の材料、サービス、製品の受入れはされません。

プロセス コントロール

サプライヤーは生産活動を計画し実装するための文書化されたプロセスを持つ必要があります。生産は、ISO9001とIATF16949の最新版にて要求されている通り、文書化され改訂が組織化された手順、支持、参考資料を用い、管理された環境で行う必要があります。

検査と試験

サプライヤーは、**オンセミ**製品が出荷前に満たす必要のあるすべての要求を検証するための、文書化されたプロセスを持たなければなりません。適切な測定機器 及び試験機器が必要であり、検査記録を維持しなければなりません。サプライヤーが測定を別会社へ委託する場合、サプライヤーは下請業者がこうした要求に従うことを保証し、証拠文書を**オンセミ**へ提出する必要があります。

適合証明書 (C OF C)

サプライヤーはオンセミへ出荷する材料、サービス、製品の各ロットやバッチにつきC of Cを発行し、注文書、詳細な仕様、および本文書にて規定された要求への適合を明記する必要があります。オンセミは、可能な限り電子的にC of C データを収集するよう努めています。C of C の要素は、出荷に伴う渡航文書やその他の文書に記載することが可能であり、以下の最低要求を満たす必要があります：

- 製造元の名前と住所
- 出荷に関する**オンセミ**または顧客の名前と住所
- 部品/機器の識別番号
- ロット/日付コード
- 出荷される機器の数量製品の適合性と追跡性を認証する宣言書 (モールドコンパウンドサプライヤーの場合、試験日、試験サンプルの厚さ、および試験結果とともに、UL94の年次結果を含めてください。)
- 取引の名前と日付
- 注文書番号
- 仕様番号
- 図面番号 (該当する場合)

分析証明書 (C OF A)

該当する場合は、解析認定の要件が注文書と調達仕様、または**オンセミ**の詳細な仕様に記載されます。

統計的プロセス管理 (SPC)

サプライヤーはプロセス全体を通じてSPCを積極的に活用する必要があります。サプライヤーは適切なベースラインおよび/または調達仕様にて規定された通り、該当する統計報告を管轄拠点へ送付する必要があります。

サプライヤーはSPCの手法を活用して継続的な改善を文書化できなければならず、承認部品の重要なパラメーターについて $Cpk \geq 1.67$ を満足させる必要があります。(ガイダンスはAIAG SPCマニュアルを参照してください。)

すべての合意済みの重要パラメーターで、 $Cpk < 1.67$ はアクション計画を報告する必要があります。

例外はすべて、**オンセミ**により審査され承認を得る必要があります。

校正

オンセミ用の製品を製造する際に用いられる機器の校正はANSI/NCSL (1) Z540.1、ISO/IEC17025、あるいはその他の追跡可能な国内規格に基づいて行う必要があります。サプライヤーが別会社へ校正を委託する場合、サプライヤーは下請業者が同じ要求に従うことを保証し、**オンセミ**へ証拠文書を提出する必要があります。

実装 (続き)

測定システムの解析 (MSA)

オンセミ製品に対して、DOS (設計出力仕様) を検証するために測定システムを使用する前に、要求された検出能力を実証しなければなりません。測定システムの変更に伴いゲージのR&R調査が必要な場合、サプライヤーは調査を再度行い、ゲージシステムを改善するための体系的な手法を持たなければなりません。

文書管理

品質保証システム文書、設計仕様、その他の製品に関する文書が管理されていることを保証するための、文書化されたプロセスを持たなければなりません。管理文書は適切な担当者により審査され、発行され使用される前に承認されなければなりません。

記録の管理

品質保証記録は、判読しやすく、必要に応じて取得できるように維持する必要があります。基本的に、製品固有の仕様要求以外にも、サプライヤーは別途指定されない限り少なくとも15年間、品質記録を保持しなければなりません。また、こうした記録は製品の、ワークフロー履歴、トラベラー、測定日、検査、試験、再審委員会 (MRB) 文書、製品/プロセス/設備の認定、C of A、C of Cを含む必要があります。

サプライヤーは提供する製品と、製品に含まれる各部品や材料について、品質記録を維持しなければなりません。

識別と追跡性

サプライヤーは提供する材料や製品の追跡性を保証する義務を負います。少なくとも、跡コードは納入されるすべてのロットにつき、各梱包箱に表示する必要があります。サプライヤーは、提供する製品に使用するすべての材料または部品につき、製造ロットの識別と追跡を前方と後方の両方において行えるようにする必要があります。

エラーが発見された場合、不良材料または製品を識別して隔離することで、製品やサービスの適合性と製品

安全性 (該当する場合) に関わる人員を含む、不良数と問題が影響する期間を限定できるよう、保証する必要があります。

トレーニング

サプライヤーは資格と訓練を定義する文書化されたプロセスを持つ必要があります。すべての従業員について記録を維持する必要があります。訓練と認証活動は、製品やサービスの適合性と製品安全性 (該当する場合) に関わる人員を含み、計画、実行、文書化されなければなりません。

測定

目的

オンセミはサプライヤーの品質保証システムと製品を評価して管理するために、数種類のプロセスを活用します。業務レビュー、査定、成績評価、素材/製品の検証を用いて、当社のサプライヤーが期待を満たす成果を上げているかが評価されます。以下に、オンセミが使用する管理方法の概要を示します。

業務レビュー

毎年、オンセミの戦略調達マネージャーと生産部門が、優先されたサプライヤーと業務レビューを行います。

このミーティングの目的は、以下にあげられるような項目を審査することです：

- サプライヤーの成果
- 確立された目標-SGPの進捗
- アクションアイテムの割り当てとレビュー
- 期待

測定 (続き)

- 技術的な問題
- コスト低減の機会
- 市場環境
- 将来的な需要
- 新規製品と新規技術
- 追加の事業機会
- 財務上の問題
- 是正アクションの状態
- 割増運送
- 品質保証システム
- 今後5年から10年の計画された重要変更と製造の中止

業務レビューは、優先されたサプライヤーとの間で緊密な関係を構築して維持する上で不可欠です。サプライヤーとオンセミの両方が、各自の目標を伝達し改善の機会を探ることができます。

品質システム監査

サプライヤーの監査は、サプライヤーの品質保証システムが品質基準要件を満たしているかを決定するための、体系的で独立した検査として使用されます。こうした査定はまた、ISO9001認定を受けたサプライヤーを自動車規格やその他の該当するオンセミの顧客要求の水準へ引き上げるためにも使用されます。

オンセミでは、サプライヤーはMEAまたはVDA6.3チェックリストのいずれかを使用して定期的な査定を受けます。チェックリストはリスク管理と、SPC/MSA/FMEAなどの自動車用コアツールおよび管理計画の使用を重視します。

VDA6.3 Rating	Re-Audit Requirement	Purchase Prohibit
A	None	None
B	12 か月以内に再監査	新製品
C	6 か月以内に再監査	現在の製品または何らかの条件での購入

再監査および調達禁止は、材料サプライヤーのVDA6.3ランク、およびファウンドリーと下請業者用のその他の指標に基づき決定されます。オンセミは、リスクベースのアプローチを使用して監視監査を優先し、年間サプライヤー

監査計画を作成するものとします。さらに、オンセミは、各サプライヤーの製造サイト (必要に応じて下層サプライヤーを含む) を少なくとも5年に1回監査することを選択できます。

パフォーマンスの評価

オンセミは、サプライヤーを品質と信頼性、納品、コスト、技術とサービスの分野で優先サプライヤーを評価するパフォーマンス評価システムを開発しています。サプライヤーの成果は四半期ごとに追跡され、サプライヤーがオンセミの要求を確実に満たすよう、頻繁に審査されます。各カテゴリーはオンセミでの重要性に基づき、重みづけされます。

評価システムはまた、以下のように複数の方法でデータを追跡する際にも便利なツールとなります：

- サプライヤーの進捗を追跡
- 商品に基づきサプライヤーを評価
- オンセミの生産現場に基づきサプライヤーを評価

システムは良好に機能しており、サプライヤーの開発プロセスで役立つツールとなっています。以下に、各分野にて定義された測定条件を紹介します。

品質

- 受入品質問題
- ライン品質問題
- 再発品質問題
- 品質保証システムの査定
- 組立と試験の合格率改善
- プロセス監視
- R返品確認 (RMA)
- 8D応答性と効果度

納品

- 欠品 (ラインダウン)
- 納品成果 (割増運送を含む)
- 能力
- サイクルタイムの向上

測定 (続き)

サービス

- 対応
- Ac正確な報告

コスト

- プライスリーダーシップ
- 3年間の価格生産性ロードマップへの参加
- コスト低減プログラムへの参加
- 支払期間
- コスト公開の実行
- コスト共有
- **オンセミ**のシステム/ツール対応

テクノロジー

- 最新の技術要求を満たす能力
- 技術ロードマップは**オンセミ**の将来的な技術に合致する。

サプライヤー品質部門もしくは外注管理部門が優先サプライヤーの成果を評価し、サプライヤーへ結果を通知します。頻度は四半期あるいは半年、もしくは年度。

合計スコアまたは品質スコアの設定目標にスコアが満たないサプライヤーは、現場査定を含む特定の改善アクション計画が課せられることとなります。目標と格付けはスコアカードを通じてサプライヤーへ通達されます。

改善

目的

競争力を維持するために、当社は製品とプロセスを継続的に改善し、サプライヤーと協力してこれらを改善できるようにしなければなりません。これを実現するために、**オンセミ**はサプライヤー目標計画 (SGP) を策定しました。SGPは目標の優先順位を設定して進捗を追跡するために使用されます。このプロセスを通じてサプライヤーと**オンセミ**の両者が協働でき、堅固な提携関係を形成できます。

サプライヤーゴールプラン (SGP)、継続的改善計画 (CIP)、フォーカスサプライヤー (SIF)

オンセミのSGP/CIP/SIFプロセスは、前記のセクションに記載された管理方法に基づき、改善の目標と機会を特定するために使用されます (パフォーマンス評価、査定/監査、材料検証など)。

プロセスは簡単です。まず、**オンセミ**のクロスファンクショナルチームがサプライヤーの全体的なパフォーマンスを評価します。改善や特定の目標の機会が発見した後、**オンセミ**はサプライヤーとのミーティングを設定して結果を確認します。この会議では、両社が協力して、SGP、CIP、またはSIFの活動を策定し、合意します。

このプロセスを通じて、両社間の協力関係を築き、サプライヤーがパフォーマンスを向上させる方法を理解しやすくなります。

サプライヤーの改善は、定期的に四半期ごとに見直されます。サプライヤーが設定されたビジネスレビューまたはその他の事前設定されたミーティングの際に最新情報を提供できるよう、時間が設けられます。



Change History

Letter Revision	Number Revision	Effective Date	Summary of Changes
Z	26	Nov-2024	<p>新しい目次</p> <p>ようこそ: スコアカードで例外を取ることに影響について明確にしました。</p> <p>一般的な期待: 見積もりと入札、B2B 請求書、サブティア プロセスへの参入権、要求に応じた財務記録へのアクセス、サプライヤーの混乱を管理するためのサブサプライヤー サイトへのアクセスに関する文言を追加しました。</p> <p>資格要件: QMS 評価の必要性を示すために明確にしました。</p> <p>PCN: 可能な場合は PCN をグループ化し、必要に応じてロールバックを計画するなど、PCN 要件と手順を明確にしました。</p> <p>仕様準拠 / EXMAN: 対応オプションの明確化と説明。適合証明書: 可能な場合は電子形式が推奨されます。監査計画: 監査スケジュールはリスク ベースであり、5 年ごとに訪問することを目標としていることを明確にしました。</p>

Sales and Design Assistance

Worldwide Technical Support
www.onsemi.com/support

For a comprehensive listing of
onsemi Sales Offices, Distributors,
and Rep Firms, please visit:

Americas & EMEA: www.onsemi.com/sales

China: www.onsemi.cn/sales

Japan: www.onsemi.jp/sales



onsemi, ONSEMI, and other names, marks, and brands are registered and/or common law trademarks of Semiconductor Components Industries, LLC dba "onsemi" or its affiliates and/or subsidiaries in the United States and/or other countries. onsemi owns the rights to a number of patents, trademarks, copyrights, trade secrets, and other intellectual property. A listing of onsemi's product/patent coverage may be accessed at www.onsemi.com/site/pdf/Patent-Marking.pdf. onsemi reserves the right to make changes at any time to any products or information herein, without notice. The information herein is provided "as-is" and onsemi makes no warranty, representation or guarantee regarding the accuracy of the information, product features, availability, functionality, or suitability of its products for any particular purpose, nor does onsemi assume any liability arising out of the application or use of any product or circuit, and specifically disclaims any and all liability, including without limitation special, consequential or incidental damages. Buyer is responsible for its products and applications using onsemi products, including compliance with all laws, regulations and safety requirements or standards, regardless of any support or applications information provided by onsemi. "Typical" parameters which may be provided in onsemi data sheets and/or specifications can and do vary in different applications and actual performance may vary over time. All operating parameters, including "Typicals" must be validated for each customer application by customer's technical experts. onsemi does not convey any license under any of its intellectual property rights nor the rights of others. onsemi products are not designed, intended, or authorized for use as a critical component in life support systems or any FDA Class 3 medical devices or medical devices with a same or similar classification in a foreign jurisdiction or any devices intended for implantation in the human body. Should Buyer purchase or use onsemi products for any such unintended or unauthorized application, Buyer shall indemnify and hold onsemi and its officers, employees, subsidiaries, affiliates, and distributors harmless against all claims, costs, damages, and expenses, and reasonable attorney fees arising out of, directly or indirectly, any claim of personal injury or death associated with such unintended or unauthorized use, even if such claim alleges that onsemi was negligent regarding the design or manufacture of the part. onsemi is an Equal Opportunity/Affirmative Action Employer. This literature is subject to all applicable copyright laws and is not for resale in any manner.

ADDITIONAL INFORMATION

TECHNICAL PUBLICATIONS

Technical Library: www.onsemi.com/design/resources/technical-documentation
onsemi Website: www.onsemi.com

ONLINE SUPPORT: www.onsemi.com/support

For additional information, please contact your local Sales Representative at
www.onsemi.com/support/sales